

プロイセン「学校保護権」に関する研究(6)

山本久雄

(教育制度研究室)

(平成6年4月28日受理)

1. はじめに ——概念の再吟味と本稿の課題——

筆者はこれまで「学校保護権」に関する考察を続けてきたが、ここに来て先ずその概念を再吟味する必要性を痛感している。筆者はこれまで「学校保護権」を個別の学校の教師の事実上の決定権と学校の財産管理に関する権能として理解してきたが、本稿以降はそれをもっと広く、個々の公的学校のあり方についての「学校保護権」者の私的な影響権という意味で捉えたいと思う。この場合、「公的学校」とは何らかの意味で公権力の規制の対象となっている学校のことであり、「私的」とは、その影響権の保持・行使が公法上の統治ヒエラルヒーの地位に基づいていないということをいう。また、「影響」の内容は、如上の事柄を当然に含むが、それに限定されず、以下に見るように、もっと広く、多様な局面に及んでいる。

筆者が「学校保護権」を人事権と財産管理権としてのみ把握してきたのは、それを余りにも直接的に「教会保護権」から類推して把握しようとしていたことによる。「教会保護権」とは、元来、ゲルマン社会に簇生した、土地所有権に基づく「私有教会制」(Eigenkirchentum)と、教皇を頂点とする「普遍教会」の教権との妥協の産物として12世紀に教会法の上で確定されたもので、「善意の」あるいは「自発的な」教会の設立者に、その個別教会の聖職者の事実上の任命権と財産の管理権が委ねられたことを原型とする。その権限を、「善行」に対して賦与された「恩典」とみるか、土地所有権から演繹されるものとするか、また、特定の個人・団体・家門等に専属するものか否か、教会所在の土地の売買・譲渡・相続等によって新たな担い手に移動しうるか、また、その場合の担い手の要件は如何、等々の点で種々の教会法の規定及びその解釈は一樣ではないが、要するに、個別教会の設立と維持のために負担した者に、教会ヒエラルヒーとは無関係に、その教会の聖職者の事実上の決定権と財産管理への事実上の影響権、そして儀式などに際して名誉ある取扱いを受ける権利が与えられた。それが「教会保護権」である^[1]。従って、その権限の内容は教会法によって明確に限定されている。「学校保護権」は、民衆初等学校が発生史的に帯びていた教会的刻印、即ち、それが教会関連施設とされ、そこで授業を行う人物が同時に教会の下級使用人を兼ね、教会組織上のヒエラルヒーの上位の聖職者の監督に服していたという事情に呼応して、当初はこの「教会保護権」の構成要素として観念されたものである。学校で授業を行う者の決定、学校にかかわる財産の管理は「教会のパトロン」がそれを「教会保護権」に基づいて執り行った。従って、形式的にみれば、その内容を「学校保護権」の内容として観念するのは当然のことであった。19世紀半ばに Ludwig von Rönne によって編まれた包括的な教育法令集 (Das Unterrichts-Wesen des Preußischen Staates,

Bd. 1. 1855) の中で、「学校教師の職への選考の権利」(Das Recht der Wahl zu Schulstellen) なる見出しに Patronat と括弧書きされている (S. 444) のは、そうした事情を反映してのことであろう。但し、19世紀に入ると、初等学校の教師の任命は明確に県庁の権限とされ (Geschäftsinstruktion für die Regierungen von 26. Dez. 1817. §. 18), 更に、国家の法令により教師の資格・任用手続き・服務規律・法的地位、個々の学校への管理監督機構などが一元的に詳細かつ具体的に規定され、教師や個別学校の具体的なあり方にかかわる多様な局面が国家法の規制の対象となる他、「学校保護権」の本来の獲得根拠も実定法上はなくなり、その存立基盤は危うくなる。即ち、理念的には、学校保護権の獲得根拠は、個別の学校のための私的負担ということであったが、「プロイセン一般ラント法」(1794年) や1850年憲法の如き、19世紀の個別法や地方法の基本的枠組みとなる原則法において、学校の設立と維持の負担の担い手が、そのための特別の団体あるいはゲマインデとされ、これによって「私人」による学校保護権の獲得根拠そのものが原則法のレベルでは消失してしまったのである。「プロイセン一般ラント法」については前稿で触れたが、1850年憲法では、原則としてゲマインデがフォルクス・シューレ維持のための負担に必ずべきこと (第25条)、その教師はゲマインデの関与のもとで国家によって任命されること (第24条) が明確に定められた。以後、全教育制度を規制すべき「一つの特別の法律」(第26条) の制定のためのいく度かの試みの中では、この点についてはいずれもこの憲法規定を軸に構想される。但し、その法律の未成立、既存の法的状況の存続という事態が続き、我々は、20世紀初頭に至ってもプロイセン全土でかなりのフォルクス・シューレの教師の任用にパトロンが相変わらず関与していたとの統計結果に接することができる^[2]。プロイセン全土に対して統一的に学校保護権が法的に否定されるのは、1906年の「公立フォルクス・シューレの維持に関する法律」においてである。こうして、19世紀の学校保護権は、実際には存続していたとしても、法的には、それは如上の原則を具体化する法の制定施行まで暫定的に効力をもつ、いわば「旧制度の遺物」という形で存続しているに過ぎないものとなったのである。

しかし、「学校保護権」の実際の担い手は、以下に見るように実質的には教師の任命や財産の管理以外の点においても学校のあり方に多様な影響を与えていた。それはもはや形式的には「学校保護権」の範疇には包括しえないというべきであろうが、「教会保護権」の一部としての「学校保護権」の形式面に囚われ、そうした実質的な影響から目をそらすことは筆者の本意ではない。元来、筆者は、公教育の組織化の過程を究明すること、とりわけ、それに中間権力が如何にかかわったかを究明するところに関心の中心があり、それに取りかかる、いわば窓口として「学校保護権」に着目したのであった。プロイセンの場合、民衆初等教育の普及は、18世紀に国王主導の諸措置で緒につくのであるが、その普及拡大は、無論、国王の措置が地方末端にまで一方通行で直接に浸透するという図式で捉えられるものではない。「絶対主義」とは、元来、君主の意思および権力が、国内では一切の制約を受けないという政治形態または思想の筈であったが、近年の絶対主義像の再構築の潮流のなかで、実際の絶対主義国家はその貫徹力に大きな限界をもち、国内に多くの自律的要素を抱えていたことが明らかにされている。常備軍や官僚制といった、典型的な絶対主義国家の機関が実はその経費負担や人材の調達において地方の自律的勢力に支えられ、それら機関の創設と維持のための恒常的課税の見返りに、地方有力者にはさまざまな特権が改めて付与された。つまり、プロイセン絶対主義国家の形成は地方勢力の特権の確認・維持という対立的要素を内包しつつ行われた。「教会保護権」も、その

時、同時に教会統治機構の頂点に位置づく領邦君主によって地方有力者の特権として再確認されている。民衆初等教育の組織化についても、18世紀のプロイセン国家は、中央・地方を通じた教会ヒエラルヒーの形成、教会巡察の実施、そのヒエラルヒーに位置づく聖職者による任用前の教師の「試験」とサービスの監督の法制化といった絶対主義的措置が行われるが、その中でも「学校保護権」は、「絶対主義の中の非絶対主義的なもの」(G. エストライヒ)^[3]の一つとして命脈を保ち続けた。このような状況の中で、18世紀初頭以来、国王は民衆初等学校の組織化のための積極的措置を講じるが、肝心のその財政的側面、即ち、学校の設立と維持のための負担関係については、自らの直轄地について以外は殆ど明確な指示をなしえなかった。実質的に、それぞれの学校をとりまく当事者間の自生的な秩序、とりわけそこでの在地の有力者の自発的なイニシアティブと私的な拋出に依存せざるをえなかったのである^[4]。従って、君主が意図するように学校設立のための措置が地方末端にまで浸透し、実際に民衆初等教育が普及拡大するか否かは、「中間権力」としてのパトロンの意向に負うところが大きであった。ここに、局地的支配権の担い手であった彼らがそれに対していかなる対応をしたか、そもそも支配圏域内の領民の教育にいかなる態度をとったかを問うことは、近代の民衆初等教育はどのような全体構造の中で、どのようなダイナミズムを経て普及拡大していったかを問うことになるのである。

ところで、その「学校保護権」の担い手は、通常、農村ではグーツヘルと呼ばれる土地所有貴族であった。前稿で触れたように、グーツヘルシャフトにおいては、グーツの所有者(Eigentümer)は、その中に居住する領民の階層やそれぞれの個人が同時に兼ね備える多様な属性や生活の諸局面に対応して、種々多様な特権を一身に保持していた。土地保有農民に対しては上級所有権者(Grundherr)として多様な形態の地代を収取し、直営地の恒常的・世襲的な労働力としての隷民性を備えた奉公人(Gesinde)に対しては、彼らの人身支配権をもつ、圧倒的に優位な雇い主(Leibherr)であり、領民を当事者とする訴訟問題が生じた時にはその第一次的な裁判権者(Gerichtsobrigkeit)であり、領民に対する警察活動に際してはその権力の保持者であり、その他、村長任命権、身分制議会たる郡会 Kreistag での生得的議席権、郡長推薦権をもち、そして、「教会保護権」・「学校保護権」の担い手として、聖職者や教師を事実上決定することを通して教会や学校に絶大な影響力をもつ者であった^[5]。むしろこれらの特権は一つ一つ獲得根拠が異なり、その性質に応じて限界づけられているものであり、また、すべてのグーツヘルがこうしたすべての特権を保持していた訳ではないであろうが、これらの特権の保持者は、単に「学校保護権」の担い手としてのみ学校に影響を与えているのではないのである。それは、学校が、いわば社会の中にあるという事実からすれば当然のことと言える。筆者は、本稿以降、「学校保護権」を、その担い手である中間権力の、学校に対する実質的な影響権として把握することにしたい。

次に、筆者がこのように「学校保護権」の概念を再吟味するに至った事情について一言しておきたい。「学校保護権」あるいはその担い手(パトロン)についての従来の研究は、(1) 民衆初等教育の普及のための国王の施策と「学校保護権」を対極的に捉え、国王の施策が末端にまで浸透しようとする際の「阻害要因」としてのみ「学校保護権」を捉える研究(Vollmer, Clausnitzer, Heppe)^[6]、(2) 全体国家の宗教(教育)行政機関の形成とそれによる教師任用前の試験と教師のサービス監督の法制化に着目し、それにより「学校保護権」の実質的意味はなくなったとする研究(Leschinsky/Roeder, Rademacher, Lundgreen)^[7]、(3) 絶対主義の限界、その中の自律的要素を明らかにするという問題意識から、国王の施策と地方末端の「学校現実」

との乖離を際立たせるために「学校保護権」に着目し、その「実態」に注目しようとする研究 (Neugebauer) [8] に類型化できる。法制面に着目するのみの(2)の研究はともかくとして、政策史研究としての(1)は、いずれも国王の施策を是とする立場に貫かれ、「学校保護権」の実態を明らかにするということよりも、その担い手が国王の施策に対してどのような態度をとったか、ということに関心が向けられており、多くは、せつかくの国王の施策に対して消極的な態度をとった、という類の結論に帰着している。19世紀の Heppe の研究に引用されている、ベルリンのヘッカー (Johann Julius Hecker, 高等宗務局評議員として「全国農村学校規程」作成の中心人物) あての一聖職者の以下の報告書 (1764年1月3日付) の一節は、その後の研究を貫く「学校保護権」のイメージの代表的なものと言ってよからう。

「大抵の下級領主 (Unterobrigkeit) とパトロンは、学校制度には殆ど関心を示しておりません。彼らの多くが神そのもの (Gott selbst) を知らないが故に、彼らは、彼らの領民 (Untergebene) が神についての知識をもつことを快く思わないのです。何故なら、それについて彼らよりもその領民が利口であったなら、彼らは恥ずかしいと思うに違いないからです。彼らの多くにとっては、領民の理性及びキリスト教のための (vernünftig und christlich) 教育は余計なもの、不必要なものであり、農民は耕し、刈り取り、打穀できれば、それで立派な (gut) 農民なのです。神が実在するか否かなどということは、知らないでもいいことなのです。陛下は、多くの下級領主がその領民の行儀よさのための (anständig) 教育をかれらの利益に反して反対していると思し召しでしょうか。農民は愚鈍であればある程、すべて家畜におけると同じように喜ばれるのです。何故なら、農民が書くことを知らず、貴族に知らせることなしに旅に出てはいけないということになっていれば、わが国の農村に存在する野蛮 (Barbarei) は確実に秘匿されたままでいるからです。」

(S. 37)

これに対し、(3)の Neugebauer の仕事は、「学校保護権」の実態を把握するということによって画期的な意味を持つものであった。Neugebauer は、絶対主義像の再構築という趨勢に呼応して、国家公文書館 (Geheimes Staatsarchiv der Stiftung Preußischer Kulturbesitz, Berlin-Dahlem) 所蔵の行政文書を渉猟し、既に、マルク・ブランデンブルク、即ち、王家のままに「お膝元」であった地域を中心として、都市や貴族領内のみならず、王領地においてさえも国王の政策の貫徹力は大きな限界をもっていったこと、絶対主義国家の教育は、国王の意向の及ばない「現実」を多く抱えていたことを指摘している。彼の前著 (Absolutischer Staat und Schulwirklichkeit in Brandenburg-Preussen. 1985) では、「学校保護権」に関して、有力貴族は領内に独自に教会秩序をつくり、独自に説教師を任命し、巡察区を設定した、資質の低い人物しか教師の試験に送られて来ない、ランデスヘル教会巡察にパトロンも招かれた(君主の行政機関とパトロンが必ずしも敵対関係にはない、巡察の厳密性に欠ける)、巡察の間隔を長くせよとの要求がパトロンから寄せられ、それが通った、パトロンが事前の試験を経ずに学校教師を任命した、ランデスヘル教会巡察にパトロンは非協力的・反抗的な態度をとった、所管の官庁である高等宗務局に何ら知らせることなく、従って、その認可を得ることなしに教師を任免した、また、そのために問責を受けることもなかった、などの事例が既に紹介されている[9]。この Neugebauer は、最近、自身が前著で用いた、国家公文書館所蔵の多様な行政文書(地方の行政機関からの報告書、住民や教師個人からの請願書、それらへの個別的指示・回答など)を蒐集した資料集 (Schule und Absolutismus in Preussen. Akten zum preussischen

Elementarschulwesen bis 1806. 1992) を上梓した。それにより、農村の、いわゆる中間権力であるグーツヘル、学校への多様な関与・影響の実情を汲み取ることが可能となった。むろん、それは「学校保護権」の範疇をはみ出す内容も含まれている。

以下、本稿は、その資料集に依りつつ、18世紀プロイセンの農村におけるパトロンの民衆初等学校への関与の実態を一瞥してみたいと思う。とはいっても、もともと無数にありうる「現実」のすべてを網羅することはできないし、また、編者の問題仮説に基づく資料選択の「傾向」も現時点では吟味しえない。本稿では、農村の土地所有貴族がどのような局面で民衆初等学校のあり方に関与したか、また、そこでどのような問題が生じたかを、例示的に剔出してみることに課題を限定したい。その結果、19世紀の詳細な法令がどのような「現実」に対して発せられ、国家はどのような「現実」を規制しようとしていたかも、僅かながら明らかになるであろう。なお、王領直轄地においては、国王自身がパトロナートの名義人であったが、地方駐在の王領地管理人や有力小作人がしばしば国王の意向を無視し、事実上、やはりその管理地や小作地での国王の意向の貫徹の阻害要因として機能していた。本稿は、その間の事情については立ち入らない。

2. 学校保護権の諸相

(1) 夏季における就学・登校の不振

以下は、1768年5月5日から同年6月28日にかけて、教区 Müncheberg を管轄する監督 (Inspektor) Ernst Nathanael Mangelsdorf によって行われた、管下の村落に対する学校巡察の記録の一部である。ここには、当地の学校に関し、冬季には登校する生徒は多いが、夏季は、児童は労働力として用いられる必要から、登校するものは殆どいないという事情が示されている。

「村落 Obersdorff の記録

1768年5月5日、説教師 Johann Gottfried Messow, キュスター, Obersdorff と Münchehofe の住民が参列。

全体の学校巡察問題 (Schul-Visitations-Fragen) が朗読されたあとで、以下のことが明らかとなった。即ち、冬季学校 (Winterschule) に関しては、多くの生徒が、聖ミヒャエル祭 (9月28日) からではなく、初めて聖マルティニ祭 (11月11日) から登校し、中にはクリスマスから登校する者もいる。夏季学校 (Sommerschule) は一校も存在しない。親たちは、夏季に子どもを労働から免れさせることは不可能であると主張した。

Obrigkeit に関しては、以下のことが明らかとなった。即ち、未だ実行はされていないものの、彼が領民 (Untertan) を罰するという脅しをしていることである。規則通りに就学していない生徒からは授業料を徴収することができないとする苦情を寄せているキュスターには、以下のように通告した。即ち、その苦情は、先ず、Obrigkeit に提起し、彼に救済を求め、その後、監督にその結果を報告するようにと。

村落 Hermersdorff の記録

1768年5月9日、説教師 Christoph Natisch, キュスター, 住民が参列。また、パトロンの側からは、Jäger Steck が代表で参列。

全体の学校巡察問題が朗読されたあとで、以下のことが明らかとなった。即ち、なお多くの児童が規則通りに (ordentlich) は登校しておらず、特に、夏季学校は全く休止したままである。親たちは、[児童を登校させない] 口実として、彼らが児童と共に従事せねばならない野良仕事と家内仕事をあげ、その仕事に児童はどうしても必要だと述べた。

パトロンの代表 Jäger Steck は、学校の授業の促進のために貢献することをパトロンは喜び、またその覚悟はあるが、領民は貧しく、その労働を行うために必要な奉公人を調達することはできない。そこに、夏季に児童を登校させることに対する重大な障害がある、と述べた。キュスターは、Schul-Reglement に即した授業料が得られないとの苦情を訴えた。彼には、その苦情は先ず Obrigkeit に提起し、その後、監督にその苦情の結果を報告するようにと指示した。

村落 Wulckow の記録

1768年5月9日、説教師 Christoph Natsch, 学校教師, 住民が参列。

全体の学校巡察問題が朗読されたあとで、以下のことが明らかとなった。即ち、その地域 (Ort) は、Hermersdorff と同じ事情である。これまで、夏季学校は成立したことはないのである。挙げられる障害は、農耕、家畜の世話、家内仕事である。夏季は、児童はそれらのために用いられる。

村落 Quilitz の記録

1768年5月10日、説教師 Daniel Wilhelm Livius, 学校教師, 住民が参列。

全体の学校巡察問題が朗読されたあとで、以下のことが明らかとなった。即ち、冬季の学校はかなりの生徒が規則通りに登校しているが、夏季は、確かに全員ではないにせよ、児童の一部は熱心に登校している。しかし、大部分の児童は、親によって、野良仕事と家内仕事に用いられ、それが頻繁ではなくなり、登校が可能になっても、学校には行かないでいる。

村落 Quappendorf の記録

1768年5月10日、説教師 Daniel Wilhelm Livius, 学校教師, 住民が参列。

全体の学校巡察問題が朗読されたあとで、児童の授業料に関連して、以下のことが明らかとなった。即ち、児童は冬季学校には確かによく登校しているが、夏季学校は以前に休止した。ここでは、数年前に焼失した村落の建設が急務である。[以下、略]

(Nr. 57, S. 249~250)

この期の農村学校の就学・出席については、むろん、現在の如き、長期間・長時間のそれを想起してはならないが、この期の農村の学校に顕著な特徴の一つは、冬季の学校への出席率に比して、夏季のそれが著しく低いということである。上記の記録はこの状況を示す一例である。こうした状況は、ノイゲバウアーの資料集に載せられている、この他の、各地の巡察記録からも、更に、フリードリヒ2世治下の民衆学校政策を詳細に追ったフォルマー (Ferdinand Vollmer) の古典的研究によっても伺い知ることができる。ノイゲバウアーの前著においては、絶対主義の法令 (就学の強制) が末端にまで貫徹しなかった一例としてこの状況が取り上げられ、それは18世紀全体にわたって、農村においてのみならず、都市においても見られるとしている^[10]。

こうした状況を引き起こす要因は、直接的には児童が授業を受けるべき時に労働に従事せざるを得ないという事情に求め得るが、更にその背景として、当時の児童が置かれていた社会経済的状况に思いを致さねばならないであろう。シュレジエンの小都市 Militsch 近辺の学校を管轄する首席牧師 (Pastor Primarius) Michael Ringeltaube は、高等宗務局評議員 Friedrich Eberhard Rambach への報告書 (1768年9月6日付け) の中で、「この地方では殆どの児童は、特に夏の間中、一部は親によって、一部は、児童が余りに幼少のうちに奉公せねばならない者によって、学校から遠ざけられております。」と述べ (Nr. 60, S. 257), また、教区 Neuruppin の監督 (Inspektor) Johann Christian Gründler は、高等宗務局への報告書 (1774年8月2日付け) の中で「すべての地域で、夏季に学校に登校することは困難です。特に、領民の貧困と多くの労役は、いつも言い訳の理由とされました。」と述べている (Nr. 67, S. 276-277)。よく知られているように、グーツヘルシャフトにおいては、領主は、単に農民に所領の一部を貸し与え、その地代を収取するだけでなく、領主直営地 (Vorwerk) を確保し、それを、主として農民の賦役と農民子弟の奉公で経営していた。グーツヘルシャフトを構成する「借り上げ優先権」 (Vormietsrecht, 農民の、他所での労働を許可制にし、自分の直営地に最も有能な労働力を優先的に確保する権利)、農民子弟の「移動の自由」を制限し、土地に緊縛するなどの法的権限はその労働力を安定的に確保するためのものであった。こうした中で、多くの児童は、とりわけ夏季に、奉公人 (Gesinde) として、劣悪な雇用条件のもとで領主直営地に強制的に「自らを貸出し」、また、劣悪な土地保有権のもとにある自家の補助労働力として、多くは家畜番や畑仕事に携わらねばならなかった^[11]。従って、こうした社会状況では、児童が所定の期間に登校しうるためには、領主が、自らへの児童の賦役義務の緩和、農民の土地保有条件の改善などの点でそのために配慮することが必要だったのである。

こうした状況を踏まえ、民衆初等学校の拡大普及を目指す18世紀のプロイセン国王の法令は、「今後、学校が存在する所では、親は子を、(中略) 冬季には毎日、経営に子を必要とする夏季には、子が冬季に学んだことを完全に忘却してしまわないために、少なくとも週に1回又は2回、登校させねばならない。」(1717年9月28日の、「親がその子を就学させねばならないこと、並びに、説教師が教理問答教示を行わねばならないことについての命令」)、「賦役義務制 (Dienstzwang) に基づき、領民 (Unterthan) の児童が一定期間優先的に奉公せねばならないことになっているパトロン及びグーツヘルに対し、ここに厳粛に督促する。その義務に則り、その児童が少なくとも読み方とキリスト教の原理において良き基礎を形成し、それについてその説教師が証明する前に彼らが学校を去らぬように配慮せよ。[以下、略]」(公爵領ミンデン及び伯爵領ラーフェンスベルクにおいて一般に遵守されるべき、プロイセン王国農村学校規程 Königlich Preußische Land-Schul-Ordnung, wie solche im Fürstentum Minden und Grafschaft Ravensberg durchgehends zu beobachten sey, den 6. April 1754. 第2条)、「賦役義務制及びプロイセンにおける所謂シャールベルク制 (Schaarwerk) に基づき、領民 (Unterthan) の児童が一定期間優先的に奉公せねばならないことになっている領主に対しても、ここに厳粛に督促する。その義務に則り、その児童が少なくとも読み方に習熟し、キリスト教において良き基礎を形成し、書き方の初歩を習得し、そして、それについての証明が説教師及び学校教師によって巡察官に提出される前に彼らが学校を去らぬように配慮せよ。[以下、略]」(全国農村学校規程 General-Land-Schul-Reglement, den 12, August 1763. 第2条)などと規定しているのである。こうした状況は、19世紀になって、各種の「農民解放令」や工

場法などの制定による児童保護施策の進展によって、漸次、克服されることになる。

なお、このことに関連して、想起しておかねばならないことは、これらの不就学ないし不登校を取り締まるべき官憲も、実際は、グーツヘルが兼ねている場合が多いということである。「全国農村学校規程」は、貴族領農村については、Gerichts-Obrigkeitに、児童の就学・登校を可能ならしめるために、夏季に本職の家畜番が雇用されるよう尽力することを命じ（第4条）、また、児童を就学・登校させない親・後見人が説教師の督励にも従わなかった場合には強制手段をもってしてもそれを実現すべきことを命じている（第10条）が、そのGerichts-Obrigkeitはいわゆる領主裁判権（Patrimonialgerichtsbarkeit）の担い手、即ち、警察権をもち、直営地経営のために児童を強制的に奉公させているグーツヘルその人である場合が多かった^[12]。従って、この点に関し、以下のように司法当局の「怠慢」がしばしば指摘されることの背景には、いわば「取り締まり」ないし「督励」の主体と客体とが同一人物の中に同時に体现されているという実情があったものと思われる。以下は、東プロイセンの農村学校の状況について、「特別教会・学校委員会」が同州の國務省（Etats-Ministerium）にあてた報告書（1788年3月17日付）の一節である。

「・・・児童の就学の督励についての司法当局（Jurisdiction）の悪しき援助こそ、学校制度の非常に重要な阻害要因として挙げられる。説教師は、教師より手渡される、不就学の児童についての覚書を、その親の処罰のために司法当局（Justiz Amt）に送付することが指示されている。しかし、判事（Justitii）はいつもそこに居る訳ではなく、すべての事案が司法会議（Gerichtstag）にかけられる訳ではない。その会議は、通常は一ヶ月に一度しか開かれられないのである。その結果、時は過ぎ行き、その親は、どうせ処罰されることはあるまいと確信するに至るのである。」（Nr. 96, S.396）

（2）教師を恣意的に採用し罷免する

元来、人事権が「教会保護権」・「学校保護権」の中核であった。18世紀の国家法は、それを前提とした上で、パトロンに対し、教師任用予定者の選考・提案に熟慮を求め、事前に聖職者による試験を受けさせ、適格証明書を取得した者のみを選考するよう求めているのである（「全国農村学校規程」第12～14条）。しかし、当然のことながら「現実」はその通りではない。

① 国王の官庁に知らせることなしに学校教師を任免

以下は、Königsbergの國務省（Etats-Ministerium）への特別教会・学校委員会の報告（1776年10月16日付）である。

「ここに国王陛下に謹んでご報告申し上げます。貴族および他のパトロンは、確かに、自身で学校教師を任命すべしとする陛下のご命令に従ってのことですが、時たま、陛下の全国農村学校規程（General-Landschul-Reglement）で明確に命じられていることに反して、我々の事前の勧告（Gutachten）を請わずに、勝手に学校教師を罷免し、在地の聖職者と監督（Inspektor）による試験を受けていない人物をそれに採用しております。（中略）ここに国王陛下に謹んでお願い申し上げます。グーツ所有者に対し、牧師および監督による試験を受けさせることなしに新たに学校教師を任命したり、また、辞職の理由を我々の判断に委ねず、従って、我々の同意を得ることなしに、すでにその職についている者を辞職させたりすることのないように Justitz-Collegia および Erb-Aemter を通じて命令を発して下さいますように。」

これに対し Königsberg の国務省は、同月21日付けで管下の Justitz-Collegia および Erb-Aemter に訓令を発し、国務省の名で法の遵守を貴族に命じるよう指示した。(Nr. 73, S. 295~296)

この事例は、事前の試験制度の浸透度の如何にかかわる問題、即ち、貴族パトロンが教師任用に際してこの試験を経ずに任命する場合があったことを示唆する事例である。試験制度は、パトロンによる教師任命の前に君主の機関が候補者の資質能力を吟味し、パトロンの恣意を排して、一定の教師資質を確保しようとするものであるが、これではその目的は達成されえない。こうした明確な法令違反に対して、君主の機関はなんら具体的な制裁を加えることなく、法令の周知を図る措置をとったに止まった。また、この試験制度の浸透度にかかわる事例として、そもそも行政機関が、私的パトロン下の教師のポストが長期にわたって空位となっていたことを把握できない場合もあった(Kurmark, 1776年, Nr. 72, S. 294)、パトロンによる辞令書交付(任命)の報告が三年も経過した後に行われたのに行政機関からは具体的な制裁が加えられなかった(Greifenberg, 1793年, Nr. 116, S. 450~451)などの事例も認められている。

② 試験が実質的に「振り分け」の機能を果していない

Stendal の総監督(Generalsuperintendent), Johann Christian Jani の、高等宗務局あての報告(1802年4月29日付)には以下の一節が含まれている。

「・・・私は、この10年間、Altmark と Prignitz で総監督としての職務を果たし、多数のキュスターと学校教師の試験に携わって参りました。しかし、殆どいつも残念に思っていました。それは、その中に、無能な人物が非常に多数含まれ、しかも彼らが採用されていたからであります。これは、パトロンが他の人物に試験を受けさせなかったが故のことで、ベルリンまたはその他の教師養成ゼミナールで相応しい準備教育を受けた者は、100人のうち5人にもならず、大部分は、その地方のキュスターの息子で、彼は父親から教わりましたが、父親自身が理解していないことは学ぶことはできませんでした。大抵のキュスターおよび学校教師の職は劣悪な待遇で、これが、才能ある者がそれらの職を志願しない明確な理由として挙げられましょう。しかし、しばしば多くの教会パトロンも才能ある者を探し、採用しようとはしませんでした。それは、他の職務にとって無能な者は、そのポストを与えられただけで十分だったからです。・・・(中略)・・・

愚見によれば、この二つの地方の農村学校制度の改善のためには以下の事が必要であろうと思われます。

1. 一般的な権威ある規程(Obrigkeithliches Regulativ)を制定し、それによって、キュスターおよび学校教師の職を志願し、そのための試験を受けようとする者に対して厳密に任用前に必要な証明書を取得しておくことを要求する。また、それによって、試験者(現行法規によれば、Altmark と Prignitz では総監督だけであるが)が受験者に厳しい態度をとり、全ての者に[学校教師として必要な知識をもつことを]要求した時、学校教師など最小限の(dürftigst)知識を持つだけで足りるとしているパトロンの抗議から試験者を守るようにする。
2. (教師養成機関設立の提案、・・・略)」

この報告および提案に対して、高等宗務局評議員にして高等学務委員会評議員であった Andreas Jakob Hecker は、1802年6月3日付けで訓令を発し、そのような規程を提案する

権限は Jani にはないとした。(Nr. 176, S. 608~610)

この事例は長年にわたって教師試験に携わってきた聖職者の試験の形骸化についての嘆きである。パトロンから選考され、受験する者の大部分は教師のための専門教育を受けておらず、無能であることが分かっているながらパトロンの抗議を意識して止むなく「合格」とせざるを得なかった無念さが行間から滲みでているが、その背後に、パトロンが、主として待遇条件の見地から、有能な人材の調達に努力しなかったことが伺われる。いずれにせよ、試験は「振り分け機能」を果たさず、水準の確保のためには機能しなかった訳である。なお、この真摯な聖職者は試験制度を実効あらしめるために「権威ある規程」の制定を高等宗務局に進言するのであるが、却下される。この間の事情は、後掲の事例および高等学務委員会の設置に際してそれが決して既得権の侵害を意図するものではないとした態度とも相まって、この当時の君主の機関は必ずしも学校保護権の否定に積極的でなかったという状況を推測させる。なお、資料集には、教師として必須の「正書法」や「計算」の能力が乏しいまま「合格」とされる事例が載っているが(Potzlow, 「ゼミナール所長 A. J. Hecker および高等宗務局評議員 Zöllner の、高等宗務局あての報告書」, 1789年1月24日と同年2月17日付け, Nr. 110, S. 432~434), これは、死亡した前任者の娘と候補者が婚姻関係にあり、その娘の家族の生計が候補者の教師としての収入に依存していたので不合格とはしえなかったとされる事例である。要するに、国王の法令により、試験制度は確かに導入されるが、その浸透度、形骸性、内容の程度などの点でまだまだ君主の意向通りにはことは運ばず、従って、これによってパトロンの任命権が大幅に掣肘されたとは考えにくい。

(3) 学校教師とパトロンとの関係

① 教師はパトロンによって拘禁され、職を辞することもできなかった

以下は、Angermünde の監督教区長 (Propst) にして監督 (Inspektor) Johann Christian Gotthilf Vogel の、高等宗務局 (Berlin) あての報告 (1776年11月13日付) である。

「王領管区 Chorin 内の、教区 Hertzsprung に属する村落 Alt Huttendorff ではここ三年間、キュスターと学校教師が不在で、児童 (Jugend) は全く放置されておりましたところ、以前、Zützen [Uckermark の貴族領内の村落] で学校教師をしていた、Henning なる者 [Johann Christian Henning, 以下、Hと表記] が、そこでキュスターとして採用され、その職務を行うことを志願して参りました。そこで、王領管区 Chorin は、クールマルクの Kammer と、9月5日付けの国王陛下の認可を経ている辞令書を手交し、そのHは、Alt Huttendorff のキュスターとして採用されうることになりました。この全てのことが行われる前に、Hは、もはや Zützen に留まることを欲しなかったが故に彼のパトロンにして裁判権者 (Gerichtsobrigkeit) であった Christian Bernhard Bredow [以下、Bと表記] に、再三、特に5月には文書でもその辞職を請願しておりました。こうして、Hは、Alt Huttendorff に移ることになり、Hertzsprung の説教師は、BにHが Alt Huttendorff のキュスターに採用されることを文書にしたため、彼を解放してくれるよう求めました。ところが、Hがその書簡をBに手渡すやいなや、BはHをひどく叱責し、開封しないでその書簡を足元に投げつけ、Hに再びそれを拾い上げ、開封しないまま返却するよう強要しました。そして、Bは何の犯罪も犯していないHを捕縛し、Bが、Hを審問し、何人にも証言させることなく、いかなる法的手段によってでもHを有罪にしようとして呼びにやった、法律顧問

(Justitialisus) にして都市 Schwedt の市長である Wiesenhaver [以下、Wと表記] が、3日かかって到着するまでHはそこに拘置されたままでした。そして、その法律顧問とBはHに激しく迫り、妻子とともに隷属的な (leibeigen) な隷民として身を捧げねばならないとしました。そこで彼は、もはや二度と Zützen から離れようとしなくなったのです。そのうち、法律顧問Wは、彼について以下のように判決を下しました。即ち、Hは Zützen に留まる義務があり、Bが、その職から離れてもよいとするまでは、Hはその職務に携わらねばならない。多額の訴訟費用はHの負担とする、という判決です。このことを、Hertzsprungの説教師とHが私に知らせて参りましたが、それはすべて私には信じられませんでした。そこで私は Schwedt の市長Wに書簡を送り、概略、以下のことを述べ、かつ求めました。[書簡で事の顛末を正確に伝えるよう求めるが、その内容は省略]

Wは、私にそのことに関する書簡を送ってきました。そこで彼は、私が彼に書き送ったHに関する顛末のすべてについては再言せず、あるいは否認もせず、代わりにHが当地の学校教師に就任するに際してBと結んだ契約を引き合いに出しました。そこでは、HはBの許可を得られるまではその職を変えないということになっていました。Wはそれに従ってHが Zützen に留まる義務があるとの判決を出したのです。

さて、私は、学校教師がその職に就く時に彼と契約を結び、それによって彼の隷民性 (Leibeigenschaft) を志向することが適切で合法的かどうか、また、そのような契約がどの程度妥当しうるのかは知りません。確かに私は、学校教師に辞令書を交付するに際しては、彼が他により良い就職口を見つけた時に、その職を自由に辞することができるようしておかねばならないことを知っています。それにもかかわらず、BはHの就任に際して一つの契約の締結を強要し、それによってHは、彼が Zützen を離れようとした時には、辞任のためには事前の申請をすればよいと信じていました。しかしながら、BはそれによってHが永久に Zützen に留まらねばならなくなったと解釈しようとしていました。それ故、Hは騙されたのです。その契約の原本は添付しておきます。

今や、Hは Zützen に悪しき状況のまま留まっています。そのことは、添付の契約書から容易に見て取れます。そこでは住居は賃金に換算され、また、毎年12ないし15ライヒスターラーの薪 (Holtz) を購入せねばならないため、それも生計を圧迫し、それらで彼の全収入は殆どなくなってしまいます。かくして彼のものは失われます。そして、Bの厳しい仕打ちによって、そして特に、一人の農民がBにこん棒で打ちのめされ、死に至ったこと、一人の下僕が追跡され、Bへの恐怖から水中に身を投げたことによって、彼は Zützen で死の恐怖にさらされながら生きております。Hは既に久しくその辞任を申し出ており、彼の書簡に記されている通り、彼に要求されていることは全て行いました。ところが、彼は、市長Wの判決によりBが許可を与えるまでは永久に Zützen に留まらねばならないことになりました。従って、Hが Zützen を離れて Alt Huttendorff に移ろうとすれば、妻子は残して行かねばなりません。Bにとってはもともと学校教師としてのHなど問題ではなく、洋服屋としてのHが問題でありました。Hはその手仕事に熟達し、農村の騎馬者を魅了しておりました。Wが彼の書簡で脅したように、再び彼を Zützen に連れて来させるとすると、5ライヒスターラー以上をHが支払わねばなりません。Hは新たにそこから逃れ、正当に任命されている Alt Huttendorff の職に尽力することを希望しております。私は、一つの職に留まることをBが権力を以て強制しうるとは思いません。その職の執行には必然的に自由意思と喜びが必

要とされます。

私は、国王陛下にこの顛末を謹んで報告せずにはいられません。何故なら、これによってキュスターと学校教師の任命についての以前の秩序が乱れ、解消してしまうからです。その職の辞任を相応しい時に告知した奉公人 (Dienstbote) は、権力をもってその職に留まることは強制されえないのです。また、Bがその学校教師に対して行ったような強引な審理、そして学校教師に隷民性を導入することは決して許されないことであり、国王陛下も同じ思し召しであろうと思います。私は謹んで国王陛下に、御自身がHをBから保護されるか否か、そして、Hがその家財とともに Zützen を離れることができるようお助けになるか否かを委ねざるをえません。Hはいくら勧められても Zützen に留まろうとはしませんでした。むしろそこを離れたいと思っている筈です。仮にHに自身の権利を求めることが委ねられたとしたら、彼はBに対しては余りに弱く、屈伏してしまうに違いありません。私はそれ故に国王陛下に謹んでこの顛末を報告し、もしHがその決定の履行のためにBの追跡によって連行されたら、陛下のもとに進みいでて、その救出を切にお願いする次第です。」

契約書 (1774年11月19日付)

当地の学校教師の職につき、仕立人親方 (Schneider Meister) Christian Henning と、以下の条件で協議が行われた。即ち、同人は、当地の裁判権者の許可なしでは他所への職の変更は行わず、あるいはより良い職への移動はしない。それが裁判権者に気に入られ、学校での態度および熱心さが適切で十分なものである限り、そこに留まらねばならない。この明示された条件を同人は受け容れた。次に年間の俸給と用益を掲げる。

- 1) 国王が約束した学校教師の手当てが行われない限り、教会からの現金
年間 5 ライヒスターラー
- 2) 教会時計の調整と油さし、それはいつも自身で行わねばならず、他人によって行われてはならないのであるが、とにかく、そのために
2 ライヒスターラー
- 3) 昼と夕方の鐘つきに対して
領主直営地から
各戸20グロッシェン相当のライ麦2シェッフエル
計 1 ライヒスターラー 16グロッシェン
8戸の [小作] 農民から、同様に
各戸20グロッシェン相当のライ麦2シェッフエル
計 1 ライヒスターラー 16グロッシェン
- 4) 無料の住居が、家族の状況に応じて提供される。
そこには以下の屋根税 (Giebel Schoß) が含まれる。
5 ライヒスターラー 9グロッシェン
- 5) 牧羊場の背後の果樹園は、元来、学校教師の職に属する。これに反して、道で囲まれた部分はそのようではない。ただ一時的に (ad interim)、ヘルがその場所を他に転用するまで委ねられるに過ぎない。
- 6) 放牧料として年間に卵2個をヘルに提供するなら、数羽のガチョウを飼育しても

よい。

- 7) ミツバチについては、ヘルの許可があったら巣箱2箱分を飼育してもよい。上述の5ライヒスターラーは教会から支払われる。零細な住民 (Haußleute), 即ち, 雄牛・馬・雌牛の番人の子の授業料は無償。但し, 彼等の子については, その雇主によって2グロッシェンの薪料が支払われねばならない。8人の〔小作〕農民, 鍛冶屋, 職工, 職人, 羊飼いおよびその下僕は, その子について授業料を支払う。但し, 薪料は支払わなくともよい。
- 8) 一頭の雌牛と二頭の豚の飼育が許される。但し, そこから生じる堆肥はヘルのものである。

以上の契約書は二部作成され, 双方の当事者によって署名された。

この件に関しては, Hertzprung と Alt Hüttendorff の説教師 Christian Friedrich Eichstadt も, 1776年11月11日付けで高等宗務局に事件の顛末に関する報告書を寄せている。これらに対して, 高等宗務局は同年11月21日付けで Vogel に訓令を発し, 学校教師Hが和解 (Vergleich) によって裁判権者 (Gerichtsherrschaft) の許可なしではその職を辞さないことにしている以上, 彼を助け出すことは出来ない, もっとも, 彼が法的手段によってその判決に抗することはできる, との意向が伝えられた。(Nr. 68, S. 277~284)

この錯綜した事例は, 要するに, 貴族領内の一村落で, 同時に仕立て屋 (Schneider) を営むキュスター兼務の学校教師が, 直接的には領民に対する領主の乱暴狼藉に恐れをなしてその職を辞し, 新たに王領直轄地内の村落のキュスター・学校教師に就任しようとしたが, その教師の辞職・離村に同意しなかった貴族領のパトロンによって身柄を拘束され, 王領直轄地内の職に就くことができなかつた, という事例である。この事例には, 当時の貴族領内の農村の学校教師がパトロンとの間に一応双務的な雇用契約を結んで職についていること, しかし, パトロンは自分と学校教師との間で生じた紛争を, 自らが指名した法律顧問 (判事) の審理に委ね, 従って, 自分に有利に解決することができたこと, 学校教師を捕縛・拘置するに自らの手の手者を用いたことなどが示されている。ここに, このパトロンが, 同時に領主裁判権 (Patrimonialgerichtsbarkeit), 警察権の担い手であったことが示されている。そして, 更に重要なことは, こうした貴族の特権に阻まれて, 国王直轄領内の村落の学校教師として, ある人物を招聘しようとし, 国王直属の行政機関 (カマー) の認可まで得ている辞令書が, 貴族領内の村落の学校教師に対してはその貫徹力を発揮できなかったこと, 即ち, パトロナートが, 局部的支配権を構成する他の特権によって支えられ, 国王の権威も容易にそこには及びえなかつたということである。ところで, この事例の場合, 具体的には, 学校教師とパトロンとの間に締結された契約の中の「(その教師は) 当地の裁判権者の許可なしでは他所への職の変更は行わず, より良い職への移動はしない」という箇所の妥当性が問題となった訳である。パトロンの側は, これによって教師には Leibeigenschaft が賦与されたと解釈し, 教師をそのようなもの, 即ち, Leibeigene と捉えていたのであるが, この Leibeigenschaft とは, 元来, 領主が領主直営地 (Vorwerk) の経営のために, 奉公人の領主優先雇用権 (Vormietersrecht) に基づいて賦役労働を安定的に確保するとともに, 領内の土地保有農民から土地の世襲権を剥奪し, それを自己に留保した上でその農民を土地に緊縛し, 直接の強制力 (領主裁判権と警察権) をも

って恣意的に不定量の賦役を課す制度、または、そのような境遇に置かれた農民の法的性格をいう。この場合、その農民は所定の要件・手続きなしで追い立てられ、懲戒を受ける不安に晒されていた、つまり、領主の一存に自身の生存の状況のすべてが依存していた。従って、この *Leibeigenschaft* の本質は、領主の恣意による不定量の賦役、土地緊縛、領主への人格的隷従に求めることができるであろう。この事例の場合、パトロンとしての領主は、領内の学校教師をまさに *Leibeigene* と見なし、自身の利得のために仕立て屋としての教師の離村をひとたび禁止して身柄を拘束し、自らの裁判で、辞職・離村を承認する代償として一定金額の支払いを命じたのであった。要するに、自らの直轄領内の村落で教師として採用しようとした人物が、貴族パトロンによって「土地に緊縛」され、理不尽な処置を加えられ、しかも、その教師から救済を求められたにもかかわらず、ランデスヘル機関は実質的に何らなすすべをもたなかった訳である。なお、この事例の場合、貴族パトロンが何故これほどまでに、当該のキュスター・学校教師の留任に固執したかは必ずしも明らかではない。上記 Vogel の報告書は、そこでは、パトロンにとっては学校教師としてのその人物が問題だったのではなく、技能に習熟した仕立て屋としてのそれが問題であったとしている。ここで、当時の農村の学校教師の多くが、教会関係の雑務を処理するとともに手仕事 (*Handwerk*) に従事し、生計の資を得ていた事情が想起されねばならない。教区 *Zossen* を管轄する監督 *Johann Ernst Ribbach* の高等宗務局あて報告書 (1764年12月21日付) は、当地の学校教師の給与水準が、農村の下層民 *Ackerknecht* の所得水準に呼応していたことを示している^[13]。こうした事情の背景には、未だ農村では学校教師としての職が独立固有のものとは観念されていなかったという問題がある。

② パトロンが教師の副業の代金を不当に支払わず、虐待する

以下は、Bernau の説教師にして監督 *Georg Friedrich Mertzdorf* の、高等宗務局あての自筆の報告書 (1776年4月21日付) の一節である。

「[Niederbarmin 郡内の村落] Lanke のキュスター *Lucas* は、今もなお (*), 彼のパトロン、*Hollwede* 男爵 (*Victor Ludwig Heinrich Hollwede*) によって甚だしく圧迫されております。13ライヒスターラー以上にもなる仕立て代金、それは、大部分、ヘルの仕着せ (*Livree*) の付属品に対する代金からなるものですが、それはいまだ支払われていません。2年前、彼は非常に控えめに男爵にその支払いを督促しましたが、その故に、男爵によって殴る蹴るの虐待を受けねばなりませんでした。その前年には、当地の領主が年間に給付せねばならない13シェフェルの裸麦の現物給与の代わりに、*Lucas* には9シェフェルのそれと3シェフェルの大麦が与えられたただけでした。従って、男爵は *Lucas* に対して1シェフェルの借りがあります。哀れな男はそれを敢えて催促することはできませんでした。そんなことをすれば、新たな虐待の危険に身を晒すことになるのです。かれは、貧困であるが故に、所管の法廷に助けを求めることはできませんでした。それにもかかわらず、その職の僅かな収入では、彼のもののごくわずかな留保でさえも、乾いたパンを失うことを意味します。そこで、彼はほぼ毎日のように私の所に嘆きをもって押しかけ、私の助言と助力を求めました。(以下、略)」

* 1773年6月1日付けの、*Mertzdorf* の、高等宗務局あての報告書によると、*Lanke* のキュスター *Lucas* は、有能で熱心な学校教師であり、既に29年間にわたって誠実にその職務をこなしてきた。その行いはまさに品行方正で礼儀正しかった。しかし、先週、彼は不幸に遭遇した。即ち、彼のパトロン、*Hollwede* 男爵によって、

侮辱的で凶暴な仕方で虐待されるという不幸である。Hollwede 男爵は、その使用人、説教師、村民数人の眼前で、Lucas を単に低俗で粗野な言葉で罵っただけでなく、公道でこん棒を用いて殴打した。この虐待の原因は、キュスターが Hollwede に対して行った経済的な要求であった。

それに基づいて、高等宗務局は Hollwede 男爵に対して、1776年5月2日付けで一つの訓令を発し、Lanke のキュスターに、彼のものである現物給与の穀物を与えるようにと指示した。Hollwede は、1776年5月12日付けの文書で抗弁し、Lanke からの請願に述べられていることを否認した。その陳述書は、Mertzdorf には謄本で、同年6月6日付けの通達とともに高等宗務局によって伝えられた。そして、Mertzdorf は、新たに、1776年7月1日付けで報告し、以前の記述を主張して譲らなかった。その後、この虐待事件は官府裁判所 (Kammergericht) に告発され、それは次のような決定をした。即ち、キュスターは将来にわたって虐待から保護される、彼にとって必要なことは直ちに請願してよい、また、キュスター Lucas はその収入を得、いつでも嘆くことなく生計が維持されねばならない、と。(Nr. 71, S. 291~293)

この事例は、在地の聖職者が、管下の一教師より、彼が副業として行った仕事の代金の支払いを領主 (パトロン) に請求したところ、不当な辱めと暴力を被り、更に当初の契約通りに穀物の現物給付が得られない、との訴願を受け、それを高等宗務局に報告したものである。この場合、その教師には自身の法的救済のための手段は実質的にはなかった。また、こうした、パトロンの、教師に対する明白な不法行為を前に、高等宗務局は直接そのパトロンに善処を訓示したのであるが、直ちには聞き容れられず、結局、国王直属の官府裁判所にそれを告発し、漸くその教師の訴えが認められたという事例である。この事例にも、学校教師がパトロン個人に包括的に服従している状況が示されており、また、その中で生じたパトロンの明白な「横暴」に対しても、教師自身にとって自身の法的救済の途は極めて細かったといえる。なお、パトロンとしての領主が教師に不当な暴力を加えたという点については、以上の他にも、Gröben (1764年, Nr. 47, S. 223~226), Adlig-Neu-Reetz (1766年, Nr. 50, S. 229~231, 以下で取り上げる) の資料が示している。

③ 教師の上司はヘル

次は、そもそも学校教師に対しては、誰の意向が優先されるのかという問題である。Adlig-Neu-Reetz のキュスターにして学校教師の、高等宗務局あて請願 (1766年7月8日付) には、以下のような記載がある。

「謹んで国王陛下に申し上げます。私は、オーデル河畔の教区 Wrietzen に属する Adlig-Neu-Reetz でキュスターおよび学校教師をつとめておりますが、[ノイマルクの Königsberg 郡内の村落] Vietnitz に居住する私の貴族 (Edelmann) Herr von Sack によって甚だしく圧迫され、ただでさえ僅かな給料でさえも然るべく支給されておられません。何故なら、当地でも、陛下の基準に村落規程および学校規程を合わせ、以前から陛下がそうされていたように、10モルゲン以下の牧草地しか保有していない者は公課を免除されることになっていましたが、昨年12月末、件の貴族によって年4ライヒスターラーの租税を所定の期間内に支払うよう命じられました。(中略) 私は、いかなる理由で、ヘルの事柄が宗務局の事柄に優先するのか、私が後者ではなく前者に従属せねばならないのは何故かを問い、称賛すべき高等宗務局の規程に私が従う旨を述べると、貴族は私にひどい平手打ちと罵倒に及

びました。そして、私の給料は、半年間に及ぶ Herr von Sack の再審理の期間が終了するまで差し押さえられ、その後は、4 ライヒスターラーが強制的に値引かれて支給されるに至ったのです。

国王陛下に衷心よりお願い致します。優渥なる思し召しを以て、私が困苦と公課から逃れ得べくご助力を賜りますことを。」

この請願の写しは、1766年7月17日付けで高等宗務局の訓令とともに Wriezen の監督 Christian Wilhelm Kretschmann に送付された。その訓令には、請願者に von Sack が4 ライヒスターラーの公課を要求する根拠を調べ、それについて報告するように記されていた。1766年8月25日付けで Kretschmann は高等宗務局にその報告をした。それによると、Herr von Sack は次のように述べている。Neu Reetz の入植地には以前は本当の学校教師はおらず、現在その職務を行っている者は von Sack およびゲマインデによって臨時に雇われたのであり、彼自身についてはそれ以外の小規模な入植者と見なされていた。それ故、彼にその4 ライヒスターラーが課せられるのは、学校教師としてではなく、それ以外の小規模な入植者として、査定されてのことだ、と。この Kretschmann の報告に基き、1766年9月4日付けで高等宗務局評議員 Wilhelm von Irwing は最終的な訓令を発し、報告された状況のもとでは、また、所定の査定基準に照らせば、学校教師は、小規模入植者として4 ライヒスターラーの地代をヘルに支払わねばならないと述べた。(Nr. 50, S. 229~231)

事件は複雑な経過をたどるが、この事例も、要するに、この場合の学校教師に対して先ずパトロンこそが「お上」であり、従って、先ずその意向が優先し、それを君主の機関自体が容認していることを伺わせる事例である。教師の法的地位、服務規律、個々の学校の管理運営についての関係者の役割・権限などについての客観的な基準が存在しない段階では、教師はパトロン個人に包括的に従属している様相が強くみられるものと思われる。

(3) 校舎の建築

貴族領農村における校舎の建築と維持に際しての負担関係については、18世紀の国家法は明確には規定していない。実際には、学校教師の扶養及び校舎の維持のための本質的な負担はゲマインデ、即ち、農村住民によって担われてきたとされる^[14]。但し、教会法の原則上、「教会保護権」の獲得根拠は教会堂の建築・維持のための拠出であり、学校が教会関連施設と観念されていたとすれば、民衆初等学校の校舎の建築については先ずパトロンの責務として観念されるのは、当然の成り行きというべきであろう。国王が、自身の直轄領農村における学校の設立と維持の負担関係について定めた Principia Regulativa (1736年)の末尾で「貴族は、以上の諸規定の実現に努力せねばならず、学校の共同の (gemeinschaftlich) 設立のために手を差し延べねばならない。むろん、これらをどう措置するかは彼らの自由であるが、学校教師が生計を維持し、国王陛下の意図する究極目的が達成されるようにせねばならない。」(第19条)と、やや控えめながらも貴族に設立のための「措置」を求め、その後、同旨の訓令を発している (Reskript an die Preußischen Regierung vom 29. Okt. 1741) のはそうした観念の現れというべきであろう。ALRは、校舎の保持は「共同の負担として、その学校に割当てられた全住民」の責任とし、それにはグーツヘルは含まれないとされるが^[15]、建築に際しては、農村のグーツヘルは木材を無償で提供せねばならないとしている (II-12-34, 36, 37)。従って、特に校舎の建築については、パトロンとしてのグーツヘルの役割は大きかったといえるであら

う。しかるに、Neugebauer の資料集には、国王の期待通りにその貴族が応えてくれなかったという事実がしばしば登場してくる。

以下は、東プロイセン州の特別教会・学校委員会が Königsberg の国務省にあてた、1788年3月17日付けの報告書の一節である。

「・・・東プロイセンの農村学校として我々が考えているのは、単に、農村に存在する学校だけでなく、都市にある小さな学校、それらは地域の事情に応じて、時には、Mädchen-Schule, Armen-Schule, Glöcken-Schule, Hospital-Schule と呼ばれたりするが、それらの学校も考慮に入れている。それらは、Königsberg を除き、1846であり、そのうち、貴族の学校が630、国王のそれが1216である。・・・農村ではなお学校は少数である。東プロイセンにおいては、農村 (Bauer-Dörfer) の数は5190にのぼり、これに貴族のグーツ及び直営地 (Vorwerk) をあわせると、8676となる。従って、学校と村落及び直営地との比率は、およそ1 : 5である。・・・校舎の建築と補修が遅延した状態となっていることについては、不満がかなりあげられている。何故なら、それがしばしば多くの地域で、長期間、学校が休止せねばならない原因となっているからだ。・・・特に、貴族の村に属するところでは、Lehns-Patron [土地に付随した「保護権」の担い手] が、その耕地 (Hube) に課せられている抛出を拒絶し、又は、それを遅延させ、その結果、校舎は使用不能の状況に陥っている。若干の地域では、校舎の補修が拒絶された結果、6か月間以上にもわたって授業をすることができなかった。[以下、略]」 (Nr. 96, S. 389~396)

ま と め

以上、Neugebauer の資料集に依りつつパトロナートの実態を一瞥した。それに載せられている事例は、或いは彼の問題意識——絶対主義の限界、その中の自律的要素への着目——に直接に規定されて、ある種の偏向を帯びたものかもしれない。それを弁えつつ、これらの事例を踏まえていくつか最後に論じてみる。まず、18世紀プロイセンにおいて、絶対主義国家の君主の威光が直接には及びえない領域がその国内に多数存在していたことは確かである。その限りで、ランデスヘルの民衆教育普及の政策・行政にとってパトロナートは確かに一つのフィルターとして機能し、パトロン支配下の地域の教育のあり方は彼らの意向に負うところが大きかった。これを、君主の貫徹力は大きな限界をもっていた、国内に自律的要素があった、と言えればそれはその通りであろう。その中には、以上のような問題も実在したのであろう。しかしながら、事柄を巨視的に見たとき、パトロナートの歴史的意義は決してこのような「君主の施策にとって消極的」といった類の評価にのみ求められるのではない。筆者にとって、こうした個別の、あるいは局地的な問題状況はさておいても、むしろ、以上の事例の中に浮かび上がっている、パトロンが所領内の民衆の教育にとにかく配慮を見せていたという光景の方が重要であるように思われる。領内の児童の就学・登校への配慮が不十分であった、教師を君主の行政機関に知らせないで任免した、低い能力の人物しか試験に送って来ない、教師を不当に隷属させた、副業の代金を支払うよう要求したら暴力を加えた、パトロンが教師にとっての「お上」だった、校舎の建築にあまり熱心でなかったという事例の中では、まず、学校教師を領内に置いていたという事実を読み取らねばならない。これらの教師は生活の大部分を副業として手工業に携わり、教会の下級使用人としての職務に追われていたのかもしれない。また、パトロンは

そのための負担をゲマインデに押しつけていたかもしれない。時にはこのような理不尽なこともあった。しかし、国王は再三にわたって学校の設立を呼びかけるが、自らは単発的な基金を設置するか直轄領内の特定の学校にある種の奨励金を出す以外は何もせず、その法令の中でも、民衆教育のための具体的な財政措置を殆ど講じることをしなかった。その意味では、君主の民衆教育普及の施策は基本的にパトロンの自発性に依拠していたとも言う。その中でとにかくパトロンは領内に「学校教育」という職務に携わる人物を置き、その活動をさせていた訳である。これは何故なのであろうか。そこには、Rochowの如き、経済合理主義的な観点から積極的に領内での教育の組織化を図った「開明的」なパトロンもいたであろう。また、宗教教育が領内の人心の安定に裨益するとの判断もあったかもしれない。領内の民衆に教育を受けさせることは「ヘル」にとって道徳的責務または名誉なこととする雰囲気もあったであろう。「家父」を名宛人とする所領の総合的な経営の手引き書であり、広く普及していた「家父の書」(Hausvaterliteratur)は家内の人間への教育に多くのページを割いている。こうして、近代における民衆初等教育の組織化過程の全体構造やダイナミズムをさらに問うためには、君主の施策に地方の自律的勢力が何ゆえに応えたか(むろん、多くは直接にはではないが)、彼らにとって民衆教育とはいかなる意味を持っていたのかが改めて問われねばならなくなるのである。

【注】

- [1] 教会保護権の発生の経緯については G. Arndt ; Kirchenpatronat in Preußen und Versuche seiner Aufhebung oder Ablösung. 1921. S.14 ff. および U. シュトゥッツ (増淵・淵共訳) 『私有教会・教会法史』(1972年, 創文社) 55頁以下, また, プロイセン国家の場合, 絶対主義形成期に「教会保護権」が君主と諸身分との妥協の産物として諸身分の特権として再確認された点については, O. Hintze ; Die Hohenzollern und der Adel, in : ders.; Regierung und Verwaltung, 1967. S.39. を参照.
- [2] 1903年時点で, プロイセン全土では, およそ15%の民衆初等学校教師が, 「法律と慣行により」パトロンによって任命されていた (E. Loening ; Die Unterhaltung der öffentlichen Volksschulen und Schulverbände in Preußen, in : Jahrbuch des öffentlichen Rechts der Gegenwart. Bd. 3, 1909. S. 131.).
- [3] Gerhard Oestreich ; Strukturprobleme des europäischen Absolutismus. in : Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Bd. 55, 1969. (坂口修平訳「ヨーロッパ絶対主義の構造に関する諸問題」成瀬 治編訳『伝統社会と近代国家』岩波書店 1982年 239頁).
- [4] E. Clausnitzer ; Zur Geschichte der preußischen Volksschule unter Friedrich dem Grossen. Ein archivalische Studie. in : Die Deutsche Schule. Bd. 5, 1901. S.412.
- [5] グーツヘルの多様な法的側面については, Friedrich-Wilhelm Hennig ; Dienst und Abgabe der Bauern im 18. Jahrhundert. 1969. S.99 ff.
- [6] F. Vollmer ; Die Preußische Volksschulpolitik unter Friedrich dem Großen. Monumenta Germaniae Paedagogica. Bd. LVI. 1918., E. Clausnitzer, a. a. O., H. Heppe ; Geschichte des deutschen Volksschulwesens. Bd. 3, 1858. S.37. わが国の先行研究(田中昭徳『プロイセン民衆教育政策史序説』昭和44年, 梅根 悟『近代国家と民衆教育——プロイセン民衆教育政策史——』昭和42年)も, 基本的に「政策史」研究であり, 学校保護権についての記述についてはこの類型に属する.
- [7] A. Leschinsky/P. M. Roeder ; Schule im historischen Prozeß. 1976. S.45, B. Rademacher ; Zentralisierung und Dezentralisierung. 1978. S.50, P. Lundgreen ; Sozialgeschichte der deutschen Schule im Überblick, Teil 1. 1770-1918. 1980. S.32.
- [8] Wolfgang Neugebauer ; Absolutischer Staat und Schulwirklichkeit in Brandenburg-Preussen. 1985.
- [9] ebd., S.134 ff.
- [10] ebd., S.475.

- [11] 若尾裕司『ドイツ奉公人の社会史』(ミネルヴァ書房 1986年) 53, 56, 69頁.
- [12] Loening, a. a. O., S.74.
- [13] Neugebauer (1985), a. a. O., S.331.
- [14] Manfred Heinemann ; Schule im Vorfeld der Verwaltung, 1974. S.171., C. Bornhak ; Das preußische Unterrichtswesen als Staatsinstitute in rechtsgeschichtlichen Entwicklung, in : Archiv für Öffentliches Recht. 4. (1889) S.125., F.-W. Hennig, a. a. O., S.102.
- [15] Loening, a. a. O., S.74.